【冊子情報詳細】

様式ver.2.1

専門研修プログラム名	地方独立行政法人栃木県立岡本台病院・連携施設　　専門研修プログラム
基幹施設名	地方独立行政法人栃木県立岡本台病院
プログラム統括責任者	天野　託

専門研修プログラムの概要	基幹施設である地方独立行政法人栃木県立岡本台病院で精神科臨床を基本から専門領域（精神科救急、アルコール・薬物・ギャンブル依存症、医療観察法医療）までを研修し、連携施設の大学病院でリエゾン精神医学や学術活動を学ぶ。自治医科大学附属病院児童精神科病棟で児童思春期精神医療を、栃木県精神保健福祉センターで地域精神保健活動を、小山富士見台病院で地域精神医療と精神病理学を学ぶ。滋賀県立精神医療センターでは関西圏における精神科救急などが研修でき、東京都立松沢病院では大都市における行政精神科医療等を研修できる。原則として基幹施設である栃木県立岡本台病院で2年間、連携施設で1年間の研修を行う。
専門研修はどのようにおこなわれるのか	栃木県立岡本台病院では、専攻医は精神科救急病棟で担当医となり、急性期診療を通して基本的な臨床能力を身に着ける。アルコール専門医療が行われており、症例を受け持つことができる。3年目の専攻医は医療観察法病棟で担当医となることができる。自治医科大学附属病院の児童思春期精神科病床では、中学生までの症例の担当医となり児童思春期の様々な精神障害について学ぶことができる。rTMSなど最新機器を用いた治療法も体験できる。獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院、東京大学医学部附属病院、東京科学大学病院、杏林大学医学部付属病院、東京慈恵会医科大学附属病院ではリエゾン診療や入院医療等に携わりながら高度な画像診断や、rTMS等の特殊治療、学会発表などの諸技能について学ぶことができる。小山富士見台病院では地域精神医療に携わりながら、精神病理学について学ぶことができる。滋賀県立精神医療センターでは栃木県とは異なる急性期診療、地域精神保健活動などを経験し学ぶことができる。東京都立松沢病院では大都市における行政精神科医療中心に研修できる。

専攻医の到達目標	修得すべき知識・技能・態度など	患者及び家族との面接（患者を全人的に理解し、患者及び家族と良好な人間関係を確立し、病歴を聴取して精神症状を把握するとともに自らの心理的問題に適切に対応できる）、疾患の概念と病態の理解（疾患の概念及び病態を把握し、成因仮説を理解する）、診断と治療計画（精神・身体症状を的確に把握して診断し、適切な治療を選択する）、補助検査法（病態や症状の把握及び評価のために各種検査を行う）、薬物・身体療法（向精神薬の効果・副作用・薬理作用を習得し、患者に対する適切な薬物の選択、副作用の把握及びそれに対する適切な対応、薬効判定を行うとともに、修正型電気けいれん療法の実際と注意点を理解する）、精神療法（患者の心理、治療者と患者の間に起こる心理的相互関係を把握し、適切な治療を行うために必要な良好な関係を構築し、維持する）、心理社会的療法、精神科リハビリテーション、及び地域精神医療・保健・福祉（患者の機能の回復、自立促進、健康な地域生活維持のために種々の心理社会的療法やリハビリテーションの方策を実践し、あわせて地域精神医療・保健・福祉システムを理解する）、精神科救急（精神運動興奮・昏迷状態や自殺の危険性の高い患者への対応など精神科において救急を要する事態や症状を適切に判断し対処する）、コンサルテーション・リエゾン精神医学（他科の依頼により、患者の精神医学的診断・治療・ケアについての適切な意見を述べ、患者・医師及び看護師・家族などの関係についての適切な助言を行う）、法と精神医学（司法鑑定、医療法、精神保健福祉法、心神喪失者等医療観察法、障害者総合支援法、成年後見制度等について理解し、自らの臨床を「法」の視点から点検する態度を身につける）、医の倫理（医師法，生命倫理について理解する）、安全管理・感染対策（インシデントレポートの提出の意義を理解し、PPE手技を取得する）。
	各種カンファレンスなどによる知識・技能の習得	岡本台病院においては、専攻医は病棟治療チームの一員として指導医である病棟医長と共に毎日の回診を行いながら指導を受ける。1年目専攻医は週2回以上、2年目以降の専攻医は週1回以上指導医とともに担当症例のレビューを行い指導を受ける。毎週1回行われる全体カンファレンスでは新入院症例や治療困難症例を中心に提示し、院長、副院長、診療科長、外来医長などから指導を受ける。毎月1回行われる症例カンファレンスでは持ち回りで学術的に興味深い症例を提示し、症例記載の仕方や文献的検討の方法などを院長等から指導を受ける。その他の施設ではそれぞれの施設の方法で指導を行う。
	学問的姿勢	岡本台病院では、毎月1回行われる症例カンファレンスで学術的に興味深い症例を提示し、症例の記述や文献的検討の方法などについて指導を受け、専門医要件の１つである学会発表につなげる。また毎月1回指導医を中心にそれぞれの専門領域からレクチャーを行い、専攻医は新しい知見を学ぶことができる。各大学病院では様々な専門領域におけるより高度な知識や技術、学会発表や論文執筆に関する指導を受ける。

	医師に必要なコアコンピテンシー、倫理性、社会性	医療人の基本としての共感性、コミュニケーション能力、リーダーシップ、情報開示に耐える適切な医療の実践、自己研鑽、インフォームドコンセントの実施、後進の指導、evidence based medicineの実践、科学的思考、課題解決型学習、生涯学習の姿勢、症例提示と討論、学術集会への参加等を重要事項として研修する。また、人間性の尊重、適正な評価、最善の利益の提供、自己決定権の尊重、守秘義務、無危害、乱用と搾取の禁止、人格の陶冶と技能の維持、精神科医師相互の責務、研究倫理の遵守、社会貢献、法と制度への責務などの精神科医としての倫理綱領を遵守し、研修を行う。
施設群による研修プログラムと地域医療についての考え方	年次毎の研修計画	患者及び家族との面接、疾患の概念と病態の理解、診断と治療計画、補助検査法、薬物・身体療法、精神療法、心理社会的療法、精神科リハビリテーション、地域精神医療・保健・福祉 、医の倫理（人権の尊重とインフォームド・コンセント）、安全管理・感染対策についてはいずれの施設であっても第1年次に基本的部分を習得し、第2, 3年次に水準を高め、第3年次終了時には専門医としてふさわしいレベルに高める。第1年次の上四半期には指導医から各領域のレクチャーを受け、専門知識を習得するための基礎作りに充てる。精神科救急、法と精神医学（司法鑑定、医療法、精神保健福祉法、心神喪失者等医療観察法、成年後見制度等）については岡本台病院における第1年次に基本的部分を習得し、第2年次に水準を高め、終了時には専門医としてふさわしいレベルに高める。リエゾン・コンサルテーション精神医学については原則として大学病院において習得する。
	研修施設群と研修プログラム	研修施設群は獨協医科大学病院、東京大学医学部附属病院、自治医科大学附属病院、東京科学大学病院、杏林大学医学部付属病院、東京慈恵会医科大学附属病院、東京都立松沢病院、栃木県精神保健福祉センター、小山富士見台病院、滋賀県立精神医療センターであり、それぞれの研修プログラムいついては「専門研修プログラム（冊子）」に記載。
	地域医療について	基幹施設の栃木県立岡本台病院は栃木県における精神科救急の基幹施設として地域精神医療に貢献している。小山富士見台病院は栃木県の県南地域における地域精神医療に貢献している。滋賀県立精神医療センターは滋賀県における精神科救急に貢献している。
専門研修の評価	当該研修施設での研修修了時に、専攻医は研修目標の達成度を自己評価し、その後に研修指導医は専攻医を評価しフィードバックする。1つの研修施設での研修が 1年以上継続する場合には、少なくとも1年に1度は評価し、フィードバックする。評価内容は研修プログラム管理委員会に報告される。	
修了判定	研修プログラム全般の管理と改善、専攻医の採用、専攻医の定期的評価、専門研修プログラム修了の認定を行う。	

専門研修管理委員会	専門研修プログラム管理委員会の業務	研修プログラム全般の管理と改善、専攻医の採用、専攻医の定期的評価、専門研修プログラム修了の認定を行う。
	専攻医の就業環境	専攻医がそれぞれの研修施設でどのような労務条件で研修を行っているかを確認し、適切な就業環境で研修できるように調整する。
	専門研修プログラムの改善	専門研修プログラム管理委員会などにおいて連携施設の委員や専攻医の代表者からも意見を聴取し、より質の高い専門研修が実施できるよう改善を継続する。
	専攻医の採用と修了	日本国の医師免許を有し、初期研修を修了している医師に対して履歴書による書類審査、プログラム管理委員会委員による面接を行い、適性や意欲などを評価し一定の基準に達している者について委員による合議により採用を決定する。研修ガイドラインに則って3年以上の研修を行い、専攻医と研修指導医が評価する研修項目表による評価と、多職種による評価、経験症例数リストに基づき、専門的知識、専門的技能、医師としての備えるべき態度を習得しているかどうかをプログラム管理委員会の審議を経て研修プログラム統括責任者が判定する。
	研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件	日本専門医機構による「専門医制度新整備指針（第三版）」Ⅲ-1ー④記載の特定の理由のために専門研修が困難な場合は、申請により、専門研修を中断することができる。6ヶ月までの中断であれば、残りの期間に必要な症例等を埋め合わせることで、研修期間の延長を要しない。また、6ヶ月以上の中断の後、研修に復帰した場合でも、中断前の研修実績は、引き続き有効とされる。他のプログラムへ移動しなければならない特別な事情が生じた場合は、精神科専門医制度委員会に申し出ることとする。精神科専門医制度委員会で事情が承認された場合は、他のプログラムへの移動ができるものとする。また、移動前の研修実績は、引き続き有効とされる。
	研修に対するサイトビジット（訪問調査）	研修施設は専門研修プログラムに合致しているか、専門研修プログラム申請書の内容に合致しているかについて、日本精神神経学会によるサイトビジットを受けることや調査に応じることが義務付けられている。
専門研修指導医 最大で10名までにしてください。 主な情報として医師名、所属、役職を記述してください。	天野　託（栃木県立岡本台病院　院長）、下田　和孝（栃木県立岡本台病院　理事長）、島田　達洋（栃木県精神保健福祉センター　所長）、古郡 規雄（獨協医科大学附属病院精神神経科　主任教授）、榊原 英輔（東京大学医学部付属病院精神神経科　講師）、須田 史朗（自治医科大学附属病院精神科　教授）、治徳 大介（東京科学大学精神科　准教授）、渡邊 衡一郎（杏林大学医学部付属病院精神神経科　教授）、大西 康則（小山富士見台病院　診療部長）、千貫　悟（滋賀県立医療センター　診療局長）、正木秀和（東京都立松沢病院　精神科部長）、石井洵平（東京慈恵会医科大学附属病院　講師）	

Subspecialty領域との連続性	精神科サブスペシャルティは、基本的には精神科専門研修を受け、精神科領域専門医となった者がその上に立って、より高度の専門性を獲得することを目指すものである。栃木県立岡本台病院は、日本精神科救急学会、日本臨床精神神経薬理学会および日本神経精神薬理学会の専門医研修における認定施設であり、それぞれの領域の専門医が研修の指導に当たっている。				
専攻医の処遇（基幹施設） （※任意記入） (※新規申請の場合は必須)	雇用形態： 常勤・非常勤	常勤	常勤の場合、任期の有無		有
	給与：月額または年額いずれか	月額（円）	858,000	年額（円）	10,296,000
	諸手当：当直、時間外、賞与、その他	当直手当	実績に応じて支給（22,500円/回）		
		時間外手当	実績に応じて支給		
		賞与	勤務期間等の実績に応じて支給		
		その他	扶養手当、住居手当、通勤手当　等		
	健康保険（社会保険）：組合・共済・協会・国保	共済			
	医療賠償責任保険の適用：病院加入・個人加入	病院加入			
	勤務時間	日勤8:30～17:15、夜勤17:15～2:00、宿直2:00～8:30			
	週休	４週８休			
	休暇（年次有給・夏季休暇） 例；有給20日 夏季休暇3日など	年次休暇：20日（半日単位の取得可。５日分は時間単位の取得可）、夏季休暇：６日　等			
	時間外勤務(時間外手当を給付するもの）：有・無				有
	当直回数 例；月〇回、年〇回など	月２～３回			
	勤務上限時間の設定：有・無	有	有の場合	月960時間	
	雇用形態： 常勤・非常勤	常勤	常勤の場合、任期の有無		有
	給与：月額または年額いずれか	月額（円）	858,000	年額（円）	10,296,000
	諸手当：当直、時間外、賞与、その他	当直手当	実績に応じて支給（22,500円/回）		
		時間外手当	実績に応じて支給		
		賞与	勤務期間等の実績に応じて支給		
		その他	扶養手当、住居手当、通勤手当　等		

専攻医の処遇（連携施設） （※任意記入） (※新規申請の場合は必須)	健康保険（社会保険）：組合・共済・協会・国保	共済		
	医療賠償責任保険の適用：病院加入・個人加入	病院加入		
	勤務時間	日勤8:30～17:15、夜勤17:15～2:00、宿直2:00～8:30		
	週休	４週８休		
	休暇（年次有給・夏季休暇） 例；有給20日 夏季休暇3日など	年次休暇：20日（半日単位の取得可。５日分は時間単位の取得可）、夏季休暇：６日　等		
	時間外勤務(時間外手当を給付するもの）：有・無	有		
	当直回数 例；月〇回、年〇回など	月２～３回		
	勤務上限時間の設定：有・無	有	有の場合	月960時間
詳しい専門研修概要（冊子）URL	https://okamotodai.jp/recruit_program			